

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第123号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「とき」の右に「(国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定により国から譲与を受けようとするときを除く。)」を加える。

第6条第2項中「とき」の右に「(里道(京都市里道管理条例第2条に規定する里道をいう。以下同じ。)又は水路等(京都市水路等管理条例第2条第1号に規定する水路等をいう。以下同じ。)の敷地である土地を取得したとき、及び里道又は水路等の敷地とすることを目的として土地を取得したときを除く。)」を加える。

第13条第3項に次のただし書を加える。

ただし、里道又は水路等の管理を所掌する局長(以下「里道等管理局长」という。)の所管に属する市有地(里道又は水路等の敷地である市有地に限る。次条第4項において同じ。)に係る境界明示については、隣接地の所有者が当該市有地との境界を明らかにした図面を市長に提出し、市長が当該図面の内容に同意した旨を記載した書面を当該隣接地の所有者に交付することにより行うものとする。

第14条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、里道等管理局长は、その所管に属する市有地について境界明示を行う必要があると認めるときは、当該市有地の境界明示を行うものとする。

第48条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「及び都市公園法に規定する都市公園」を「、都市公園法に規定する都市公園、里道及び水路等」に改める。

第52条に次のただし書を加える。

ただし、第13条第3項ただし書及び第14条第4項の規定の施行に関し必要な事項は、里道等管理局長が定める。

第1号様式備考2中「10センチメートル」を「9センチメートル」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(建設局管理部監理検査課)